

6 納付の方法

- 納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、手続を行ってください。
特に、金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、事務所等から手続が可能な「**キャッシュレス納付**」が
便利です。
納付手続の詳細は、国税庁ホームページ「[国税の納付手続\(納期限・振替日・納付方法\)](#)」をご覧ください。

【国税の納付手続】



キャッシュレス納付

- ① **ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)**
事前に所轄税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、所轄税務署にダイレクト納付利用届出書を提出いただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落としにより納付できます。
(注) ダイレクト納付利用届出書を提出してから、利用可能となるまで1か月程度かかります。
- ② **インターネットバンキングやATMを利用した電子納税**
事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。
- ③ **クレジットカード納付**
インターネットを利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付できます。
(注) 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)
- ④ **スマホアプリ納付**
「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用して納付できます。
(注) 1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

キャッシュレス納付以外の納付方法

- ① **QRコードによるコンビニ納付**
事務所等で、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。
(注) 1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
2 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ② **窓口納付**
金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付できます。
なお、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。
また、金融機関に納付書が無い場合は、所轄税務署までご連絡ください。